

筑紫野市外国語指導助手派遣業務
仕様書

筑紫野市教育委員会 学校教育課

筑紫野市外国語指導助手派遣業務仕様書

1 目的

本事業は、筑紫野市立小中学校（以下「学校」という。）における外国語活動及び外国語教育の一層の推進を図るとともに、学校において児童、生徒に外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際感覚を養成すること目的とする。

2 事業内容

事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 英語教育、外国語活動、国際理解教育における指導
- (2) 指導方法等の研修会への参加
- (3) 内容、方法についての事前の打合せ
- (4) クラブ活動への参加
- (5) 児童生徒との交流活動
- (6) 試験実施の補助
- (7) 児童生徒への個別指導
- (8) 学校内外での行事運営支援・参加
- (9) 教授手法等の教員に対する支援
- (10) コーディネーターによるサポート（筑紫野市教育委員会、学校及び外国語指導助手との連絡調整等）

3 就業場所

就業場所は、筑紫野市立小学校（11校）、筑紫野市立中学校（5校）及び筑紫野市教育委員会等とする。（別紙就業場所一覧を参照）

4 就業人数

就業人数は5名とし、別紙就業グループのAからEに1名ずつ配置する。

5 契約期間

契約期間は、契約締結の翌日から令和6年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和3年3月31日までの間は、事業準備期間とする。

6 就業日時

- (1) 就業日は月曜から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、学校の休校日、及び学校が指定する日は派遣しないものとする。ただし、就業場所において行事等の都合上これらの日に外国語指導助手の就業を要する場合はこの限りではない。
- (2) 就業時間は、8時から17時のうち実働7時間とする。また、休憩時間は1

日45分間とする。なお、始業時間及び就業時間は各学校の教育課程により前後する。

(3) 上記6の(1)(2)の詳細は、筑紫野市教育委員会と派遣事業者が協議・合意のうえ別途定めるものとする。

(4) 学校が、上記6の(1)(2)(3)で規定した就業日時以外に外国語指導助手の就業を要する場合、予定された就業日時の中で振り替えることができる。

7 外国語指導助手の要件

外国語指導助手は、次の条件を満たす者とする。

(1) 英語を母語とする者又は同等の能力を有する者

(2) 大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在学生在で適正な方法により日本に招へいされた者

(3) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者

(4) 業務の実施に必要な水準の教授技術を有する者

(5) 授業の打合せや日常会話等が可能な日本語力を有する者

8 業務実施体制の整備

派遣事業者は、派遣業務を円滑に進めるため、次の事項を遵守する。

(1) 派遣元責任者及び苦情担当責任者を定め、それぞれその責務を果たすこと。

(2) 外国語指導助手に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を筑紫野市教育委員会に報告し、臨時担当者の氏名を学校へ通知のうえ業務を実施すること。

(3) 派遣事業者の都合により、上記8の(2)による臨時担当者を派遣できなかった場合、派遣事業者は未派遣分の日数を筑紫野市教育委員会と調整のうえ、契約期間中の他の日に派遣すること。

9 支払方法

(1) 支払期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとし、毎月後払いとする。

(2) 派遣事業者は当該月分の請求書及び実績報告書を翌月10日までに筑紫野市教育委員会に送付する。

(3) 筑紫野市教育委員会は請求書及び実績報告書を受理してから30日以内に支払うものとする。

(4) 毎月の支払金額は、契約金額を均等に36分割した額とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は支払最終月の請求に加える。

10 その他

- (1) 派遣事業者は、業務の遂行にあたり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、筑紫野市個人情報保護条例（平成19年12月26日条例第26号）、その他法令を遵守し業務を行い、業務遂行に当たり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 派遣事業者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。派遣期間が終了した後も同様とする。
- (3) 筑紫野市教育委員会及び派遣事業者は、労働者派遣法の趣旨に従い、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、外国語指導助手に適切な教育指導と業務命令を行う。
- (4) 外国語指導助手に交通事故等の問題が発生した場合、派遣事業者がその対応を行う。ただし、その発生が筑紫野市教育委員会の責めに帰する場合はその限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて筑紫野市教育委員会と派遣事業者で協議して定める。

(別紙1)

① 就業場所一覧

学校名	住所	電話番号
二日市小学校	筑紫野市二日市西 2-2-1	092-922-3064
二日市東小学校	筑紫野市紫 7-4-1	092-922-2504
吉木小学校	筑紫野市吉木 2526-2	092-922-2681
阿志岐小学校	筑紫野市阿志岐 2350	092-922-2602
山家小学校	筑紫野市山家 4341	092-926-2819
筑紫小学校	筑紫野市筑紫 531	092-926-1786
山口小学校	筑紫野市萩原 850-1	092-922-2554
二日市北小学校	筑紫野市二日市北 8-2-1	092-922-1611
原田小学校	筑紫野市美しが丘南 2-10-5	092-926-1156
筑紫東小学校	筑紫野市光が丘 2-3-1	092-927-1112
天拝小学校	筑紫野市天拝坂 6-1-1	092-918-6761
二日市中学校	筑紫野市紫 1-6-1	092-923-2101
筑山中学校	筑紫野市下見 585-1	092-926-2915
筑紫野中学校	筑紫野市針摺東 4-6-1	092-925-5502
天拝中学校	筑紫野市立明寺 458-1	092-922-4631
筑紫野南中学校	筑紫野市美しが丘南 5-9-2	092-927-3300
山家幼稚園	筑紫野市大字山家 4525-3	092-926-1283
筑紫野市適応指導教室 (つくし学級)	筑紫野市大字諸田 169	092-925-5361
筑紫野市教育委員会	筑紫野市石崎 1-1-1	092-923-1111

② 就業グループ一覧

グループ	中学校	小学校		
A	二日市中学校	二日市北小学校	天拝小学校	-
B	筑山中学校	山家小学校	筑紫小学校	-
C	筑紫野中学校	二日市東小学校	吉木小学校	-
D	天拝中学校	二日市小学校	阿志岐小学校	山口小学校
E	筑紫野南中学校	原田小学校	筑紫東小学校	-

※グループA～Eのすべてに「山家幼稚園」、「筑紫野市適応指導教室 (つくし学級)」及び「筑紫野市教育委員会」を含むものとする。

※派遣スケジュール作成時に、若干の変更を行うことがある。